

# 堀 正嗣

熊本学園大学教授



ほり・まさつぐ  
障害児を中心に国内外の子どもアドボカシーを研究。子どもアドボカシー学会会長。著書に「子どもの心の声を聴く」「子どもアドボカシー養成講座」など。

両親が離婚すると、お父さんやお母さんを傷つけないように、子どもは本音を話さないかもしれない。そうした時に、自分のことを大切に思い、きちんと話を聴いてくれる両親との関係の第三者が求められる。そして、子どもが望む場合には、自分の気持ちや願いを大人に伝えることを手伝ってあげる。こうした実践を「アドボカシー」と呼ぶ。

虐待などの権利侵害を受けた当事者が、声を上げて自分の権利を守って行くことをセルアドボカシーと言います。しかし、状況が厳しければ厳しいほど一緒に声を上げてくれる人が必要だ。第三者が当事者の味方になって声を上げることがアドボカシーで、そうした人を「アドボカイト」(権利の擁護者・代弁者)と呼ぶ。

子どもが声を上げる権利を意見表明権と言います。この権利は国連子どもの権利条約(日本は1994年批准)の12条に規定されている。「意見を表明する権利(1項)」と「意見を聴かれる権利(2項)」からなり、権利保障のためにこの両者が必要だ。

先の通常国会で成立した改正児童福祉法は「意見表明等支援事業」「意見聴取等措置」を新設した。「意見を表明する権利」を明記したうえで、「子どもの意見を聴く」として都道府県に義務づけており、画期的だ。

ただ、法律の解釈や運用には懸念がある。児童相談所(児相)が一時保護や児童福祉施設などへの措置を決定する場面を考えてみよう。自分はいくら抱えている子どもが自分から意見を言うのは難しい。児相

# 子の意見尊重する仕組みを

# 論点

# 離婚後の共同親権

離婚後の共同親権の導入をめぐる、賛否が激しく対立している。法制審議会(法相の諮問機関)の部会では現行の単独親権維持と共同親権導入の両案併記の形で、8月中旬に中間試案を取りまとめ、パブリックコメントにかけると予定だったが、自民党保守派の反発で先送りになった。3人の識者にさまざまな視点を提示してもらった。

2012年施行の改正民法で面会交流が明文化されて以降、共同親権のための法制度は整っていない。現在、面会交流している当事者の多くは、共同親権導入の必要性を感じていない。

夫からのDV(ドメスティックバイオレンス)や虐待が原因で離婚した女性は少なくない。共同親権の導入は、そんな女性や子どもたちを危険にさらしかねない。

先日、シンガポール・サポート団体全国協議会がアンケートを実施し、一人親と524人から回答を得た。回答者のほとんどは母親で、共同親権を選ぶようになったらそれを避けたいという声が多かった。「選ばない」が8割だった。共同親権と単独親権のどちらに賛成かについては、6割以上が単独親権で、「わからない」が約3割。共同親権は1割に満たなかった。

配偶者から子どもへの虐待があったという回答も約4割あった。しかし家裁で調停を受けた1147人にDVや虐待についての主張がどう扱われたか尋ねたところ、「話も聞いてもらえないが結論には反映されなかった(48・8%)」「DVを主張しても子どもに対してはなかった」として面会交流するように言われた(28・1%)など、家裁の「面会交流ありき」

# DV・虐待被害者の危険懸念

の姿勢が透けて見えた。家裁では虐待やDVのアセスメントが十分にできていないのが現状で、むしろこの問題の解決が急務だ。

子どもへの調査官調査は一回だけ。たった一回で子どもの真意を聞けるだろうか。中には「面会交流に応じないとお父さんを自殺に追いやるよ」と調査官から言われ、心を病んでしまったという記述もあった。

共同親権・共同監護権では任意で場所や進学、医療方針など子どもの重要事項を決める時、その都度、非同居親の同意が必要になる可能性がある。非同居親が反対すれば家裁の判断を待たねばならず、非現実的だ。子どもの最善の利益につながると思えない。

先進国の中で飛び抜けて低い日本の養育費の支払率を上げるため、共同親権をという主張もあるが、養育費支払いと親権は別の事柄で交換条件でもない。日本のシンガポールマザーの貧困率は深刻だ。法定養育費を導入し、支払われないケースについては公費による立て替え払いなどの制度が必要だ。

「海外では共同親権が当たり前。単独親権は日本など数カ国だけ」という主張もある。しかし親権と監護は別で、これまで共同監護一辺倒だった国々で、面会交流中に子どもが父親から殺されるなどの問題が噴出した。オーストラリアや英国などでは逆に、共同親権の原則の見直しが始まっている。

私は、子どもと親の安心安全が守られるなら、共同親権や面会交流をすすめることは賛成だ。私の子どもも好きなときに父親と交流してきた。しかし、制度としての共同親権・共同監護導入は、妻子を暴力で支配してきた父親に元妻への嫌がらせができる道具を与えることにつながるかねない。

息を潜めて議論の成り行きを見つめる当事者がいることを知ってほしい。【聞き手・小国綾子】

「親権」とは子どもの身の回りの世話をする身上監護権や財産管理権、進学先などの重要事項決定権などからなる。日本では離婚に際し単独親権を採用し、いずれか一方の親が親権を持つ。現状でも面会交流は可能だが、養育費不払いや親子交流の断絶が問題化。親権の奪い合いや、一方の親の同意を得ずに子どもと家を出る「子の連れ去り」も頻発。法制審議会の部会で昨年3月から議論されてきた。

# 赤石 千衣子

しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長



あかいし・ちえこ  
1955年東京生まれ。法制審議会家族法制部会委員。社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会参考人。「ひとり親家庭」など著書多数。

子どもの権利条約は、父母の離婚後も子どもには双方の親と会う権利があるとしている。しかし日本での面会交流の実施率は母子世帯で29・8%、父子世帯で45・5%と欧米諸国よりずっと低い。日本では9割以上が協議離婚で、面会交流は当事者任せだ。同居親が拒めば、別居親は子どもに会えないことが多いのが現状だ。

しかし、面会交流は子どもの健全な成長のために不可欠だ。離婚が子に及ぼす影響として「見捨てられ感」や自己肯定感の低下などが指摘される。DV(ドメスティックバイオレンス)や虐待が明確に確認されておらず、面会交流など共同親権ができていない場合、離婚による子への悪影響はかなりの緩和される、という研究がある。

日本でも共同親権を導入し、それを機に、子どもの権利として面会交流を安全に実施・継続できるように、制度を整えていくべきだ。

そのために提案がある。まず、子を持つ夫婦が離婚する場合、協議離婚も含め、親全員が「親カインド」を受講し、離婚が子どもと親に及ぼす影響や面会交流の必要性、共同親権の方法などについて学ぶこと。離婚届を取りに来た時点で親全員を対象とする。この時点で無料の心理カウンセリング

# 「面会交流」の充実を後押し

# 小田切 紀子

東京国際大学教授



おだぎり・のりこ  
東京都立大学大学院博士課程修了。臨床心理士、公認心理師。親が離婚した子どもの心理が専門で、研究と実務に携わる。著書は「家族の心理」「離婚と面会交流」など。

が「意見を聴かれる権利」を保障しなければならぬ。子どもの意見表明権が力を発揮するためには、児相の意向をあらかじめ第三者であるアドボカイトも必要だ。「子どもの弁護士」のような存在で、子どもの側だけに立って支援する。アドボカイトの独立性が担保されることが不可欠だ。そうでなければ、意見表明支援が、児相の意向に沿った意見聴取の補助に留まってしまう恐れがある。

また、アドボカイトには専門性が求められる。アドボカイトについての専門的な知識と技術がないと、子どもの話を誘導してしまったり、自分の解釈を加えて伝えてしまったりする恐れがある。

【聞き手・鈴木直】

も親や子に提供すべきだろう。DVや虐待は丁寧にアセスメントし、被害者保護を最優先すると同時に、親権を得るための虚偽の申し立てなどはきちんと見極めるべきだ。DVや虐待があれば、加害者を治療プログラムに参加させ、修了しないと子どもと面会できないようにすることも大切だ。

また、離婚の際に子どもの重要事項についての「養育計画書」の提出を義務づけるべきだろう。両親の対立が深刻な場合、当事者だけで作成することは難しいので、第三者による支援も必要だ。

海外に比べ日本は面会交流を支援する第三者機関が少ない。家裁と連携していないため、家裁は「月一回、第三者機関などを利用して面会交流しなさい」と決定すれば後は当事者任せだ。

国が支援機関へ資金的援助をするなど活動を助成し、家裁は支援機関との連携を密にするなど、父母の対立が深くても子どもの面会交流が継続できるような支援態勢を整えることが不可欠だ。日本には既に人材も知見もある。それらをつなぐことで、こうした態勢づくりは不可能ではないはずだ。

面会交流の充実には養育費不払い問題の解決にもつながるだろう。米国では、養育費の公費による立て替え制度が州財政を圧迫したため、面会交流支援に力を入れた。その結果、養育費の支払率が約1・5倍に増えたという。

単独親権の最大の問題は、父母の両方が親としての資質があり、子どもの養育に関わりたい時、「椅子取りゲーム」のように親権を奪い合うしかないことだ。相手が親として不適格だと言いつつ、親権を奪ってしまおう。しかも、両親の争い合う姿を見ることで、誰よりも子どもが深く傷つくのである。

【聞き手・小国綾子】

アドボカイトは、子どもの権利に理解のある市民の中から育てるのがよいと思ってしまう。生活者としての感覚、ありのままに子どもを尊重できるからだ。一方で、法律や福祉などの専門職は、知識や経験は強みだが、先入観を持って子どもに接する可能性がある。研修などで役割を理解すれば、強力なアドボカイトになり得る。

子どもアドボカイトは、英国やカナダなどの欧米では社会に根付いている。子どもだけではない、障害の有無や性別、年齢を問わずすべての人の声を聴いて尊重する文化がベースにある。そこに、日本との違いを感じる。